

菊池環境保全組合新環境工場建設等連絡協議会設置要綱

平成28年7月8日

訓令第6号

(総則)

第1条 菊池環境保全組合新環境工場等建設事業を円滑に推進するにあたり、周辺地域住民の理解を得るため必要な事項を協議及び連絡調整することを目的とし、周辺地域住民の意見を反映するため、菊池環境保全組合新環境工場建設等連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 周辺地域住民の理解を得るための啓発に関する事
- (2) 菊池環境保全組合と周辺地域住民による環境保全協定の締結に関する事
- (3) 前号に掲げるもののほか、新環境工場等建設に必要と認める事

(会員)

第3条 協議会は、次に掲げる会員をもって組織し、組合長が委嘱する。

- (1) 周辺地区住民代表 12名以内
- (2) 菊池市市民環境部環境課長
- (3) 合志市総務部環境衛生課長
- (4) 大津町住民福祉部環境保全課長
- (5) 菊陽町産業建設部環境生活課長
- (6) 菊池環境保全組合事務局長
- (7) 前号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めるもの

(任期)

第4条 前条に掲げるものの任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2号から第6号の職にあるため会員となったものは、その在任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 前項の役員は、総会において会員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 監事は、会計の監査にあたる。

(会議)

第6条 協議会の総会及び会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 総会は、会員の3分の2以上の出席で成立する。

3 議事は、出席会員の2分の1以上の挙手をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、議事の進行上必要があると認めるときは、会員以外のものの出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 協議会事務の円滑な推進を図るため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営に関する事項は、部会ごとに定めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開する。ただし、会長の発議により、出席会員の3分の2以上の多数で公開が不相当と議決された場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

2 会長は、公開する会議の傍聴を希望する者に、傍聴を認めるものとする。

3 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他傍聴について必要な事項は、菊池環境保全組合議会傍聴規則（平成12年6月1日議会規則第3号）の規定に準ずる。

(旅費及び費用弁償)

第9条 会員が公務のため旅行した場合又は会議の招集に応じた場合には、その費用を弁償する。

2 会員が職務のため出張した際は旅費を支給するものとし、その額は、菊池環境保全組合一般職の職員の旅費に関する条例（平成5年3月8日条例第2号）の規定によるものとする。

3 会員（市町及び組合職員を除く。）が会議の招集に応じた際の費用弁償は、1日につき2,200円とする。

(経費)

第10条 協議会の運営に関する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、菊池環境保全組合に置く。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。